

令和8年度 湯沢町地域おこし協力隊インターン及び

おためし地域おこし協力隊募集要項

湯沢町は新潟県の南端にあり、名峰の谷川岳と「日本百名山」に選ばれた苗場山などに囲まれた自然が豊かな温泉の町です。また、都市部からのアクセス性の良さを合わせ持ち、新幹線を利用したアクセスでは、東京駅から上越新幹線で約1時間30分、車では関越自動車道を利用して練馬ICから約1時間50分と気軽に訪れて自然に触れることができる地域でもあります。

しかしながら、湯沢町では人口の減少や少子高齢化の影響により、地域資源の保全や住民生活の維持など集落機能の弱体化が懸念されています。

そこで、湯沢町への移住者を増やすため、一定の期間、湯沢町に宿泊しながら地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図る「湯沢町地域おこし協力隊インターン及びおためし地域おこし協力隊」の隊員を募集します。

■地域おこし協力隊インターン隊員（以下「インターン」という）

2週間以上3か月以下の期間で地域活動を行う地域おこし協力隊の隊員

■おためし地域おこし協力隊員（以下「おためし隊員」という）

2泊3日以上2週間未満で地域活動を行う地域おこし協力隊の隊員

1. 募集人員

インターン、おためし隊員ともに数名（予算が上限に達した時点で募集終了）

2. 応募の要件

隊員は、次に掲げる要件を満たす方のうちから、町長が採用、委嘱します。

- (1) 申込みの時点で3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域を除く。）に住民票を有する方。ただし、おためし隊員についてはこの限りではない。
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない方。
- (3) 20歳以上概ね35歳以下で、地域活動に深い理解及び熱意を有し、心身ともに正常な状態で誠実に地域活動ができる方
- (4) 地域行事などに積極的に参加できる方
- (5) パソコンの一般的な操作ができる方

3. 活動時期

インターン、お試し隊員ともに随時

4. 活動時間

- (1) 1日あたり：概ね7時間程度
- (2) 1週間あたり：35時間を限度（最大週5日業務）

5. 隊員の活動

地域住民とコミュニケーションを図りながら、次の活動を行います。

- (1) 地域おこし活動（地域の課題やニーズの解決に向けた活動、地域行事やイベントに関する活動等）
- (2) 地域産業の活性化に係る活動
- (3) 地域資源の保全、発掘、振興に関する活動
- (4) 地域の情報発信に関する活動
- (5) その他地域の活性化と地域力の維持・強化に必要な活動

6. 隊員の支援

隊員の活動は、町から隊員支援業務の委託を受けた事業者（以下「支援事業者」という）が支援します。

7. 活動経費の支給

インターン	おためし隊員
下記①及び②の合計額を支給します。 ①報償分： 実働した稼働日について、新潟県の最低時給に実働時間（端数切捨）を乗じた額 ②滞在経費分： 【実働日】 上限12,000円から報償費を差し引いた残額の範囲内 【稼働なし日】 1日あたり、5,000円 ・①については、地域協力活動を含む活動を行った日数に応じて支給します。 ・①及び②の支給は、支援事業者からお支払いします。	なし ・地域おこし活動の無料体験のため報償は支給されません。

8. 宿泊について

インターン	おためし隊員
原則各自で手配 ・活動期間中の住居は、町では用意しません。各自で湯沢町内のホテル、旅館、ゲストハウス、シェアハウスなどを手配してご利用ください。支援事業者が用意した宿泊施設を利用することも可能です。 ・宿泊費は、各自で実費ご負担いただきます。	支援事業者が手配 ・支援事業者が用意した宿泊施設に宿泊していただきます。 ・宿泊費のご負担はありません。

9. 期間中の移動手段について

インターン	おためし隊員
各自で用意 ・自家用車もしくは、自ら契約者となりレンタルした車両等で移動していただきます。	支援事業者及び各自で用意 ■地域活動時 支援事業者と一緒に移動いただきます。 ■地域活動時以外 地域活動以外の移動については、自家用車もしくは、自ら契約者となりレンタルした車両等で移動していただきます。

10. 応募手続

(1) 受付期間

令和8年4月1日から随時受付 ※募集人員に達し次第受付終了

(2) 提出書類

① 応募用紙（指定用紙：第1号様式）

※町ホームページからダウンロードしてください。

② 住民票抄本

※提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。

③ 履歴書

④ レポート（課題「地域おこし協力隊として取り組みたいこと、活かしたい能力」）

※1000字程度で作成してください。（A4サイズ、書式自由）

※ご自身が考える湯沢町の課題とそれを解決するためのアイディアを具体的に記載してください。

11. 申込み・問い合わせ先

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地

湯沢町企画産業観光部企画観光課（担当：森下・田村）

電 話：025-784-4850

メール：kikaku@town.yuzawa.lg.jp

12. 選考・採用・委嘱

- ・書類選考のうえ、採用結果を応募者全員に文書で通知します。
- ・インターンはとして採用された方は、町長から隊員の委嘱をいたします。町との雇用関係はありません。